

会津地域で福島県産の大豆を原料とする加工食品の製造販売業を営み、東京電力の平成27年6月17日付プレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月分から平成29年4月分までの風評被害による営業損害（逸失利益）について、上記賠償を受けた年間逸失利益の1倍相当額とは別に、貢献利益率方式で算定した平成28年8月から平成29年4月までの損害額（原発事故の影響割合3割）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 営業損害（逸失利益）

期 間 自 平成27年8月1日 至 平成29年4月30日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の期間及び損害項目に対する和解金として金1027万8230円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、本件の賠償として、金804万4592円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 確認事項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年8月2日

（仲介委員 小西貞行）